

重度訪問介護サービス費・単位数（2024年4月～）

サービス 内容略称	算定項目	2024年 4月改定
居宅・病院・施設から障害者にサービス提供した場合	(1) 1時間未満	186
	(2) 1時間以上1時間30分未満	277
	(3) 1時間30分以上2時間未満	369
	(4) 2時間以上2時間30分未満	461
	(5) 2時間30分以上3時間未満	553
	(6) 3時間以上3時間30分未満	644
	(7) 3時間30分以上4時間未満	736
	(8) 4時間以上8時間未満 (821単位に30分を増すごとに+85単位)	
	(9) 8時間以上12時間未満 (1505単位に30分を増すごとに+85単位)	
	(10) 12時間以上16時間未満 (2184単位に30分を増すごとに+81単位)	
	(11) 16時間以上20時間未満 (2834単位に30分を増すごとに+86単位)	
	(12) 20時間以上24時間未満 (3520単位に30分を増すごとに+80単位)	
初回加算	初回加算（初回サービスにつき1回算定）	200
利用者負担上限額管理加算	月1回を限度	150
緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算（月2回を限度）	100
移動介護緊急時支援加算	移動介護緊急時支援加算（1日につき算定）	240
※重度障害者等の場合上記単位数の15%加算		
※障害区分6Iに該当する場合上記単位数の8.5%加算		

居宅介護事業所の処遇改善加算（2021年4月～2024年5月）

算定項目	加算内容
福祉・介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の20%加算
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数の7%加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の4.5%加算

※福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日にて終了

居宅介護事業所の福祉・介護職員等処遇改善加算（2024年6月以降）

算定項目	加算内容
福祉・介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の34.3%加算

居宅介護事業所の体制加算（2024年4月以降も継続）

算定項目	加算内容
特定事業所加算 II	所定単位数の10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の15%加算

各種減算項目

算定項目	加算内容
身体拘束廃止未実施減算	上記の居宅介護費に対して-1%
虐待防止措置未実施減算	上記の居宅介護費に対して-1%
情報公表未報告減算	上記の居宅介護費に対して-5%
業務継続計画未策定減算	上記の居宅介護費に対して-1%

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用